

令和 5 年 度

高 梁 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

高 梁 市 監 査 委 員



高市監第96号
令和6年8月8日

高梁市長 近藤隆則 様

高梁市監査委員 大月一郎

高梁市監査委員 三村靖行

令和5年度高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条
第1項の規定により審査に付された、令和5年度高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しまし
たので、その結果について次のとおり意見書を提出いたします。

目 次

第1	審査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2	審査の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3	審査の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4	審査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5	審査の意見	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	算定対象会計	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	健全化判断比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)	実質赤字比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)	連結実質赤字比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(3)	実質公債費比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(4)	将来負担比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3	資金不足比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	13

- (注) ① 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引数値である。
- ② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。
このため計数が一致しない場合がある。
- ③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。

令和5年度高梁市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月2日から令和6年8月8日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを関係書類等を照合、審査するとともに関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されていると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

第5 審査の意見

令和5年度健全化判断比率4指標については、いずれも、早期健全化基準を下回り、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字である。実質公債費比率は11.3%、将来負担比率も48.1%となり、ともに改善傾向を示しているが、全国の類似団体との比較では下位に属し、本市の財政状況が厳しいことに変わりはない。

なお、特別会計のうち公営企業会計については、全会計で、資金不足額が生じなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

平成30年の西日本豪雨災害発生以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は猛威を振るい、さらに世界情勢に伴うエネルギー価格の高騰、物価の高止まりは、全国的に建築費の高騰をもたらした。現在進行中の大型プロジェクトは、これら外的要因により多大な影響を受け、想定を遥かに上回る予算を必要とし、本市の財政状況をより厳しいものとする主たる要因の一つとなっている。

今後も引き続き、社会情勢の変化には迅速に対応し、適正な財政運営となるように努められ、将来負担が少しでも軽減されるように、一層のご尽力をお願いするところである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分			対 象 会 計 等	財政健全化比率等				
				実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
一般会計等	一般会計	一 般 会 計						
	特別会計	へき地診療所特別会計						
		養護老人ホーム特別会計						
		畑地かんがい事業特別会計						
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		介護保険特別会計						
		特別養護老人ホーム特別会計						
	公営企業会計	法適用	水道事業特別会計					
			国民健康保険成羽病院事業会計					
			下水道事業特別会計					
*	地域開発事業特別会計							
一部事務組合 ・広域連合		高梁地域事務組合						
		岡山市町村総合事務組合						
		岡山県後期高齢者医療広域連合						
		岡山市町村税整理組合						
		岡山県広域水道企業団						
地方公社・ 第三セクター等		(公財)成羽町美術振興財団						

*は、法非適用企業会計

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実 質 赤 字 比 率	—	—	12.86	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.86	30.00
(3) 実 質 公 債 費 比 率	11.8	11.3	25.0	35.0
(4) 将 来 負 担 比 率	52.8	48.1	350.0	

＊注 (1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率はマイナスとなるため、便宜上「—」で記載している。

以下、その他の指標も同様の扱いとする。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額を生じていないため算定されない。

実質公債費比率は11.3％で、前年度に比べて0.5ポイント減少し、早期健全化基準25.0％を下回っている。

将来負担比率は48.1％で、前年度に比べて4.7ポイント減少し、早期健全化基準350.0％を下回っている。

以上のとおり、いずれも、基準値を超えておらず、健全段階の範囲内である。

＊ 早期健全化基準、財政再生基準

早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令により定められている。

この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(1) 実質赤字比率について

主要な会計である一般会計等に生じている赤字の程度を、市の財政規模に対して単年度で指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}(-895,281\text{千円})^*}{\text{標準財政規模}(13,938,543\text{千円})} \times 100\%$$

* 黒字の場合は負の値

区 分	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.86	20.00

実質収支額が8億9,528万円の黒字のため、実質赤字比率はない。

① 一般会計等の実質収支額

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳 入 総 額	26,914,633	27,543,376	628,743	2.3
歳 出 総 額	25,999,432	26,335,846	336,414	1.3
歳 入 歳 出 差 引 額	915,201	1,207,530	292,329	31.9
翌年度に繰り越すべき財源	168,438	312,249	143,811	85.4
一 般 会 計 等 実 質 収 支 額	746,763	895,281	148,518	19.9

② 標準財政規模

(単位：千円・%)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
標 準 財 政 規 模		13,897,985	13,938,543	40,558	0.3
内 訳	標 準 税 収 入 額 等	4,950,243	4,854,378	△ 95,865	△ 1.9
	普 通 交 付 税	8,799,227	9,015,933	216,706	2.5
	臨時財政対策債発行可能額	148,515	68,232	△ 80,283	△ 54.1

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額からなる。

健全化判断比率は、標準財政規模に対する比率であるため、標準財政規模の増加は、財政状況がプラスの方向性を表す。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}(-3,075,480\text{千円})^*}{\text{標準財政規模}(13,938,543\text{千円})}$	×100%
----------	---	--	-------

* 黒字の場合は負の値

区 分	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	17.86	30.00

連結実質収支額が30億7,548万円の黒字のため、連結実質赤字比率はない。

実質収支額及び資金不足（剰余）額

(単位：千円・%)

会計名			対象会計等	実質収支額・資金不足額（又は剰余額）			
				令和4年度	令和5年度	対前年度比較	
						増減額	増減率
一般会計等	一般会計	一般会計	745,998	893,918	147,920	19.8	
		へき地診療所特別会計	0	0	0	—	
		養護老人ホーム特別会計	0	0	0	—	
		畑地かんがい事業特別会計	766	1,363	597	77.9	
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計	65,658	28,929	△ 36,729	△ 55.9	
		後期高齢者医療特別会計	799	953	154	19.3	
		介護保険特別会計	223,709	182,529	△ 41,180	△ 18.4	
		特別養護老人ホーム特別会計	0	0	0	—	
	公営企業会計	法適用	水道事業特別会計	759,133	716,065	△ 43,068	△ 5.7
			国民健康保険成羽病院事業	1,275,786	1,077,438	△ 198,348	△ 15.5
			下水道事業特別会計	103,750	147,835	44,085	42.5
		*	地域開発事業特別会計	3,142	26,450	23,308	741.8
合 計			3,178,741	3,075,480	△ 103,261	△ 3.2	

*は、法非適用企業会計

令和5年度の連結実質収支額は、対前年度比で、1億326万円減少している。

これは、主として一般会計が増となるも、水道事業特別会計及び国民健康保険成羽病院事業会計が減となったためである。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の額が、全会計の中で占める割合を3か年平均で示したもの。18%以上になると地方債の借入に許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の借入が制限される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{*標準財政規模} - D} \times 100\%$$

A：元利償還金 B：準元利償還金 C：特定財源 D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

*標準財政規模 13,938,543千円

実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度 比較増減
実 質 公 債 費 比 率	3か年平均	11.9	11.8	11.3	△ 0.5
	単年度	10.8	12.8	10.4	△ 2.4

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円・%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度 比較増減率
A	元利償還金（繰上償還額を除く）	3,844,108	3,986,569	3,870,827	△ 115,742
B	準 元 利 償 還 金	717,512	777,634	695,087	△ 82,547
C	特 定 財 源	165,146	153,295	212,335	59,040
D	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	3,199,205	3,251,149	3,243,294	△ 7,855

単年度の実質公債費比率は10.4%、前年度と比較すると2.4%減少している。

また、3か年平均は11.3%で、前年度と比較すると0.5%減少している。

(4) 将来負担比率について

一般会計等の借入金残高や将来支払う可能性のある負債等、現時点での残高の程度を示すもので、この値が高くなるほど将来の財政を圧迫する可能性が高くなる。

当市における早期健全化基準は350.0%である。

将来負担比率

=

A

－

B

＊標準財政規模

－

C

×100%

A：将来負担額

B：充当可能な財源

C：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

＊標準財政規模 13,938,543千円

将来負担比率の推移

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
将来負担比率	52.8	48.1	△ 4.7

将来負担比率算定の内訳

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
A 将来負担額	42,568,245	41,459,700	△ 1,108,545	△ 2.6
B 充当可能な財源	36,937,939	36,308,849	△ 629,090	△ 1.7
C 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,251,149	3,243,294	△ 7,855	△ 0.2

A 将来負担額

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
1 地方債の現在高	31,324,263	30,948,825	△ 375,438	△ 1.2
2 債務負担行為に基づく支出予定額	43,021	37,958	△ 5,063	△ 11.8
3 公営企業債等繰入見込額	6,991,156	6,092,273	△ 898,883	△ 12.9
4 組合負担等見込額	253,995	228,565	△ 25,430	△ 10.0
5 退職手当負担見込額	3,955,452	4,152,079	196,627	5.0
6 設立法人の負担額等負担見込額	358	0	△ 358	△ 100.0
7 連結実質赤字額	0	0	0	—
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	42,568,245	41,459,700	△ 1,108,545	△ 2.6

B 充当可能な財源

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
充当可能基金（財政調整基金ほか）	8,062,803	7,410,651	△ 652,152	△ 8.1
特定財源見込（都市計画税ほか）	990,480	933,242	△ 57,238	△ 5.8
基準財政需要額算入見込（地方債現在高）	27,884,656	27,964,956	80,300	0.3
合 計	36,937,939	36,308,849	△ 629,090	△ 1.7

C 基準財政需要額算入見込額

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
基準財政需要額算入見込（元利償還金・準元利償還金）	3,251,149	3,243,294	△ 7,855	△ 0.2

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものである。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることになる。

資金不足比率	=	$\frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める事業の規模}} \times 100\%$
--------	---	---

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基 準
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—	20.0
国民健康保険成羽病院事業会計	—	—	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	—	—	—	

注：資金不足比率については、算定結果が赤字ではないため、「—」で表示している。

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	資金不足額	事業の規模	資金不足額	事業の規模
法 適 用 企 業				
水 道 事 業 特 別 会 計	0	633,596	0	563,956
国民健康保険成羽病院事業会計	0	1,003,299	0	1,472,238
下 水 道 事 業 特 別 会 計	0	410,827	0	412,315
法 非 適 用 企 業				
地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	0	52,833	0	10,223

当年度においても、資金不足額が生じていないため、該当の数値はない。

いずれも、国の基準範囲内であり、健全であると認められる。